

(案)

設計業務委託契約書

設計業務名 信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修設備設計業務

委託報酬の額 金 円也（税抜 消費税及び地方消費税別途）

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と、株式会社（以下「乙」という。）との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、以下の条項により委託契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、別冊の設計業務仕様書に従い、信義と誠実をもって設計業務を完了するものとする。
- 第2条 設計業務は、株式会社において実施する。
- 第3条 設計業務の着手時期は、令和7年 月 日とする。
- 第4条 設計業務の完了期限は、令和7年8月29日とする。
- 第5条 契約保証金は、免除する。
- 第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利の対象となっている実施方法等を使用してはならない。
- 第7条 委託報酬（前払金を含む。）は、2回以内に支払うものとする。
- 第8条 設計業務完了通知書は、信州大学環境施設部環境整備課に送付するものとする。
- 第9条 委託報酬（前払金を含む。）の請求書は、委託報酬の額に消費税及び地方消費税額を加算した額にて、信州大学環境施設部環境企画課に送付するものとする。
- 第10条 委託報酬料については、金 円（税抜 消費税及び地方消費税別途）以内の額を前払するものとする。この支払は、請求書を受理した日から14日以内にするものとする。
- 第11条 乙又は業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 第12条 乙は、業務の実施に当たって、故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は賠償の責を負うものとする。
- 第13条 この契約についての一般的約定事項は、別冊の設計業務委託契約要項によるものとする。
- 第14条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人信州大学契約事務取扱規程によるものとする。
- 第15条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
- 第16条 この契約に関する訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため本書を2通作成し、甲・乙は次に記名押印又は署名し、各自その1通を所持するものとする。ただし、本書を電磁的記録により作成する場合は、甲・乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県松本市旭三丁目1番1号
国立大学法人信州大学
契約担当役 理事 安彦 広斉

乙

(案)

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	設計業務委託特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	設計業務委託特記仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	設計業務委託特記仕様書のとおり
-------------	-----------------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
(建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】： 【登録番号】

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。